**遠隔点呼の実施に係る要件チェックリスト（機器・システム）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 要件 | レチェック |
| 一． | 遠隔点呼を行う運行管理者又は補助者（以下「運行管理者等」という。）が次に掲げる事項について、映像と音声の送受信により通話をすることができる方法によって、随時明瞭に確認できる機能を有すること。イ　運転者等の顔の表情ロ　運転者等の全身ハ　運転者の酒気帯びの有無ニ　運転者の疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無 |  |
| 二． | 運転者が行うアルコール検知器による測定の結果検知された呼気中のアルコールの有無又はその濃度を自動的に記録及び保存するとともに、遠隔点呼を行う運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できる機能を有すること。 |  |
| 三． | 遠隔点呼を行う運行管理者等及び遠隔点呼を受ける運転者等について、生体認証符号等（個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号その他の申請を行う者を認証するための符号をいう。以下同じ。）を使用する方法により確実に個人を識別する機能を有すること。 |  |
| 四． | 次のイからトまでに掲げる事項が遠隔点呼実施地点間で共有され、当該事項について遠隔点呼時に遠隔点呼を行う運行管理者等が確認できる機能を有すること。イ　運転者等の日常の健康状態ロ　運転者等の労働時間ハ　運転者等に対する指導監督の記録ニ　運行に要する携行品（以下単に「携行品」という。）ホ　乗務員等台帳の内容ヘ　運転者等に対する過去の点呼記録ト　運行に使用する事業用自動車の整備状況 |  |
| 五． | 点呼を行う運行管理者等が、遠隔点呼を受ける運転者の疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を、平常時と比較して確認できる機能を有すること。 |  |
| 六． | 点呼を行う運行管理者等が、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十七条の二第一項及び第二項の規定による点検の結果を確認できる機能を有すること。 |  |
| 七． | 遠隔点呼を行う運行管理者等が、遠隔点呼を受ける運転者等に伝達すべき事項を確認できる機能を有すること。 |  |
| 八． | 遠隔点呼を受けた運転者等ごとに、次のイからニまでに掲げる事項を電磁的方法により記録し、遠隔点呼実施地点間で共有するとともに、その記録を一年間保存する機能を有すること。イ　業務前の遠隔点呼に係る事項(1)遠隔点呼を行った者の氏名(2)遠隔点呼を受けた運転者等の氏名(3)遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる記号、番号等(4)遠隔点呼の日時(5)点呼の方法(6)運転者にあっては、遠隔点呼を受けた運転者のアルコール検知器による測定結果及び酒気帯びの有無(7)運転者にあっては、遠隔点呼を受けた運転者のアルコール検知器使用時の静止画又は動画(8)運転者にあっては、遠隔点呼を受けた運転者の疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無についての確認の結果(9)道路運送車両法第四十七条の二第一項及び第二項の規定による点検の結果(10)特定自動運行保安員にあっては、特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況に関する確認の結果(11)運行管理者が運転者等に対し伝える指示事項(12)運行管理者が、当該運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事することができないと判断した場合の理由及び代替措置の内容(13)運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車内、待合所、宿泊施設その他これらに類する場所において遠隔点呼を行う場合にあっては、運転者等が点呼を受けた場所(14)その他必要な事項ロ　業務後の遠隔点呼に係る事項(1)遠隔点呼を行った者の氏名(2)遠隔点呼を受けた運転者等の氏名(3)遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる記号、番号等(4)遠隔点呼の日時(5)点呼の方法(6)運転者にあっては、遠隔点呼を受けた運転者のアルコール検知器による測定結果及び酒気帯びの有無(7)運転者にあっては、遠隔点呼を受けた運転者のアルコール検知器使用時の静止画又は動画(8)遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況(9)交替する運転者等に対する通告(10)運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車内、待合所、宿泊施設その他これらに類する場所において遠隔点呼を行う場合にあっては、運転者等が点呼を受けた場所(11)その他必要な事項ハ　旅客自動車運送事業運輸規則第二十四条第三項の規定による業務途中の遠隔点呼に係る事項(1)遠隔点呼を行った者の氏名(2)遠隔点呼を受けた運転者等の氏名(3)遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる記号、番号等(4)遠隔点呼の日時(5)点呼の方法(6)遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況(7)運転者にあっては、遠隔点呼を受けた運転者の疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無についての確認の結果(8)運行管理者が運転者等に対し伝える指示事項(9)運転者等が点呼を受けた場所(10)その他必要な事項ニ　貨物自動車運送事業輸送安全規則第七条第三項の規定による業務途中の遠隔点呼に係る事項(1)遠隔点呼を行った者の氏名(2)遠隔点呼を受けた運転者等の氏名(3)遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる記号、番号等(4)遠隔点呼の日時(5)点呼の方法(6)運転者にあっては、遠隔点呼を受けた運転者のアルコール検知器による測定結果及び酒気帯びの有無(7)運転者にあっては、遠隔点呼を受けた運転者のアルコール検知器使用時の静止画又は動画(8)運転者にあっては、遠隔点呼を受けた運転者の疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無についての確認の結果(9)運行管理者が運転者等に対し伝える指示事項(10)運転者等が点呼を受けた場所(11)その他必要な事項 |  |
| 九． | 遠隔点呼機器の故障が発生した場合、故障発生日時及び故障内容を電磁的方法により記録し、その記録を一年間保存する機能を有すること。 |  |
| 十． | 電磁的方法により記録された項目八に掲げる事項及び項目九の記録の修正若しくは消去ができないこと又は電磁的方法により記録された項目八に掲げる事項及び項目九の記録が修正された場合においては修正前の情報が保存され、かつ、消去ができない機能を有すること。 |  |
| 十一． | 電磁的方法により記録された項目八（イ(7)、ロ(7)及びニ(7)を除く。）に掲げる事項及び項目九の記録について、遠隔点呼機器に保存された情報をＣＳＶ形式で、電磁的記録として出力する機能を有すること。 |  |

（日本産業規格Ａ列４番）